

## 「保育所等における新型コロナウイルスに係る臨時休園等の基本方針」について

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本市の新型コロナウイルスの感染状況は、既に新たなフェーズに入っている。国においては、更なる感染拡大の防止という観点から、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を臨時休校にするよう要請するなど、人の動きを最小限に留める方策を講じたことに鑑み、市として、子どもの健康と安全に配慮し、保護者に対して各家庭の事情に応じた登園の判断をお願いする。

また、令和2年2月25日付け厚生労働省事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」を踏まえ、市内の保育所等における臨時休園等の基本的な考え方を次のとおりとする。

### 1. 臨時休園等の措置

子ども及び職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、発症の有無にかかわらず、当該保育所等の全部を臨時休園（以下「休園」という。）とする。

また、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等においても、休園の措置を取ることもある。

なお、子どもと同居する家族が感染した場合は、休園の措置はとらないが、子どもが感染者との濃厚接触者と特定された場合は、当該子どもの保護者に対し、登園を避けるよう要請する。登園を避ける期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

### 2. 休園の期間

最低、3日間（日曜、休日を除く）とする。その後の対応については、感染状況等を踏まえ、保健所と相談し、決定する。